

長崎市庁舎の建設地に関する住民投票条例についての議案審議結果

住民投票とは、地域の重要な案件について、その賛否などの住民の意思を、住民による投票によって明らかにするものです。

5月13日、長崎市の有権者約3万人の署名とともに、新市庁舎を移転後の県庁跡地に建設することへの賛否を問う住民投票条例の制定を求める請求書が市長に提出されました。

これを受け、5月25日の臨時会において、市長から第76号議案「長崎市庁舎の建設地に関する住民投票条例について」が提出され、審議を行いました。



▲定員120名の議場の傍聴席が満員になりました。

○臨時会での審議

審議に当たり市長から、約3万人の市民が署名したことは真摯に受け止める必要があるものの、まちづくりの考え方、市民や議会とのこれまでの議論、住民投票の結果が長崎県には及ばないことなどを踏まえた総合的な判断としては、条例は制定すべきではないという考えが示されました。

また、同日開催した総務委員会では、請求代表者からの意見聴取などを行った後、審査を行った結果、県の意向確認を行うなど、課題の整理を行う必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決定し、その後の本会議においても、継続審査とすることを決定しました。

○閉会中の動き

6月3日、正副議長、総務委員会の正副委員長が長崎県庁を訪問し、県庁舎跡地についてはこれまでの議論を重く受け止め、「多目的広場」「交流・おもてなしの空間」「文化芸術ホール」の3つの方向性で検討を進めることなどの意向を確認しました。

これを受け、6月8日に総務委員会を開催し、審査を行いました。委員会では、時間をかけて検討した経緯があり、これまでの状況等を総合的に勘案

すると、住

民投票を行うべきではない、市民の声をしっかりと聞き、市政に生かすべきなどの意見が出され、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。



▲総務委員会の様子

○審議結果

6月10日の定例会本会議では、否決すべきとした総務委員長報告に対して、将来の長崎を左右する大きな事業については、市民の参画を得て、納得の上で進めるべきなどの反対意見や、これまで時間をかけて多くの関係者の参画を経て議論され、決定してきた方針を白紙に戻すことになりかねず、大きな混乱を招くなどの賛成意見が出されました。

採決は、結果への責任を明らかにするために記名投票により行い、その結果、賛成少数で否決しました。

6月定例会の概要

平成28年6月定例会を、6月10日から29日まで開催しました。本会議初日、市長から、「平成28年度長崎市一般会計補正予算」などの議案について、提案理由の説明がなされました。

15日から17日までと20日は、一般質問を行い、各会派合わせて16名が登壇しました。(詳細はP3～5)なお、16日は議員提出議案の決議を1件可決しました。(詳細はP7)

21日からは各常任委員会において付託された議案について審査を行いました。総務委員会、環境経済委員会、建設水道委員会は23日まで、教育厚生委員会は24日まで開催しました。(詳細はP6)

27日には、長崎駅周辺再整備、観光客受入対策、定住人口対策の3つの特別委員会を開催し、それぞれ、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」、「観光立国ショーケースの概要」、「定住・移住対策及び雇用対策」について調査を行いました。

本会議最終日の29日は、各常任委員会の委員長から議案審査の報告を行い、採決の結果、原案可決21件、修正可決1件(一般会計補正予算を1億5023万9千円減額修正)を議決しました。また、議員提出議案の意見書1件について可決しました。(詳細はP7)